

## 水戸市スズメバチ等駆除費補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、市民の安全な生活環境の確保を図るため、スズメバチの巣及びスズメバチ（以下「スズメバチ等」という。）の駆除について、水戸市スズメバチ等駆除費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者でスズメバチ等の駆除を業者に依頼するものとする。

- (1) 市内において土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する者で当該土地又は建物内に営巣したスズメバチ等を駆除しようとするもの
- (2) スズメバチが営巣している市内に存する土地又は建物に隣接する建物に居住する者で当該土地又は建物の所有者等からスズメバチ等の駆除に関する事項の委任を受けたもの
- (3) 所有者又は管理者の特定が困難である市内に存する土地又は建物に営巣しているスズメバチを駆除しようとする者。ただし、当該スズメバチによる被害が発生するおそれがあると市長が認める場合に限る。

### (交付の制限)

第2条の2 補助金は、補助対象者1人につき、一会計年度1回限りの交付とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、1件当たりスズメバチ等の駆除に要した費用の2分の1の額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は10,000円（次の各号に掲げる者にあつては、20,000円）のいずれか低い額とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) 第2条第3号に該当する者

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スズメバチ等駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、スズメバチ等駆除費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (変更の申請等)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スズメバチ等駆除変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) スズメバチ等の駆除の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。
- (2) スズメバチ等の駆除を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、

又は変更することができる。

(交付の請求)

第7条 補助事業者は、スズメバチ等の駆除を完了し、補助金の交付を受けようとするときは、スズメバチ等駆除費補助金交付請求書(様式第4号)に関係書類を添えて当該駆除を完了した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類等の保存)

第10条 補助事業者は、補助金の交付に関する関係書類を当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 (平成16年7月1日 水戸市告示第122号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月29日 水戸市告示61号)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年4月9日 水戸市告示80号)

(施行規則)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の前日に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則 (令和8年3月27日 水戸市告示第112号)

(施行規則)

1 この要項は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の前日に作成した様式第1号、様式第3号及び様式4号の用紙は、同

日以後においても，当分の間，所要の補正を行い，使用することができる。